

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業
(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)

事業計画書

令和4年6月8日
加賀市 政策戦略部スマートシティ課

1. 目次

| 章 | | 頁 |
|------------------|---------------------------|-------------|
| 節 | 項 | |
| 1. はじめに | | |
| | 目次 | 1 |
| | ステージゲートとの対応 | 2～3 |
| 2. 事業計画書 | | 4～29 |
| (1)公募団体 | 公募団体名 | 4 |
| | 公募団体代表者名 | |
| | 公募団体担当課 | |
| | 公募団体のシステムの現況 | |
| (2)事業の実施計画 | 実証事業に参加する理由 | 5～6 |
| | 実証事業で想定するモデルプラン | 7～9 |
| | 実証事業で連携するデータ項目 | 10～11 |
| | 実証事業に参加する関係者の体制、役割等 | 12～14 |
| | 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体 | 15 |
| | 実証事業で連携するデータの流通と制御 | 16～17 |
| | 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法 | 18 |
| | 実証事業で使用するシステムの構成図 | 19 |
| | 転入・転出時の運用 | 20 |
| | 実証事業に参画頂く有識者 | 21 |
| | データ利活用に係る倫理的な課題の検討体制の検討状況 | 22～26 |
| 検証項目の検証方法 | 27 | |
| (4)参考資料 | 各種計画、戦略、方針、組織体制等 | 28～29 |
| | 個人情報保護条例その他のデータ連携に関する関係規定 | |
| | こどもや家庭に関するデータ項目 | |
| | こども等への支援事業、地域の取組等の概要 | |
| 3. スケジュール | | 30 |

1. ステージゲートとの対応①

◆本事業の構築・検証は以下の流れで実施します。なお、ステージゲート（9月末）までに、データの管理主体・法的整理、及びデータ取得に向けた準備を行う予定です（具体的な検証の進め方は次項以降をご参照）。

| 事業の流れ | 主な実施内容 | 想定時期（記載箇所*） |
|----------------------|---|--|
| ① 現状課題整理、ユースケース設定 | 現状の整理、課題の明確化 →事業の実施目的・事業内容を整理 | 4月～5月（P.5-8） |
| | 支援の対象となる子ども・家庭の状態、 プッシュ型支援を実現するためのデータ項目の設定 （「データ項目等に係る調査研究」や有識者意見も反映） | 4月～6月（P.7, 10-11） |
| ① データの管理主体・法的整理 | データの管理主体の整理 | 4月～5月（P.15） |
| | 対象データの利用における 個人情報保護条例上の整理 | 4月～5月（P.22-26） |
| ② データの取得 | 対象データのデータモデル・連携方法の検討・設計・開発 （クレンジング方針、匿名加工/仮名加工有無等含む） | 5月～12月（P.9,16-20） |
| | 関係者への説明・同意取得 （関係機関、生徒・保護者への説明） | 7月～9月（P.26） |
| | データの取得 （システム間連携、及びマイナポータル連携） | 1月～2月（一部10～11月） （P.16-20） |
| ③ データ連携・共有・分析 | アクセス権・アクセス対象の検討・設計、 セキュリティ対策・安全管理措置の検討・設計 | 7月～12月（P.15-20） |
| | 判定ロジックの検討・構築 | 5月～9月（検討） 9月～12月（構築） （P.9-10,17） |
| ④ 分析の評価・プッシュ型支援・効果検証 | データの参照、及び判定ロジックによる一次絞り込み結果を踏まえたアセスメント（人による絞り込み）の実施 | 1月～2月（P.7,9,17） |
| | プッシュ型支援の実施 | 2月～3月（P.9,13） |
| | 効果検証（効果の検証、成果のとりまとめ） | 2月～3月（P.27） |
| ⑤ 全国的な展開方策の検討 | | 2月～3月（P.27） |

*事業後半で実施する項目については、検討方針のみ記載している

1. ステージゲートとの対応②

| ステージゲートの判定のポイント | 項 |
|--|---------|
| 実証に必要なデータが特定されているか | |
| 実証の目的が明らかになっているか | P.5-8 |
| 取得・共有・分析するデータ項目が明らかになっているか | P.10-11 |
| データ連携のためのデジタル化が行われているか（クレンジング含む） | |
| 適当な識別子を設定するなどにより名寄せが可能か | P.9 |
| 入力されたデータの内容に品質の著しいばらつきがないか | |
| 機械的に連携・分析が可能なデータ形式となっているか | P.9-10 |
| データ連携の体制が明らかとなっているか | |
| 取得主体、取得方法、共有の相手方、共有方法が明らかか | p.15-18 |
| 保有主体やアクセスコントロールは整理されているか | |
| 必要十分な者に対して必要十分な情報が共有・提供できるような設計になっているか | P.16-18 |
| 個人情報の取扱や倫理面の対応の在り方が適切に整理されているか | |
| 個人情報保護条例（R4における実証時点）、個人情報保護法（R5以降も継続使用とする場合）に照らして、適法にデータを利用するために、どのような整理をしているのか。 | P.22 |
| 法令のほか、住民からの懸念（例：「AIに人生を決められるのではないか」「幼少期の失敗が就職や成人後にも影響を及ぼすのではないか」など）に対しても適切に説明が可能か。 | P.24-26 |
| 適切な効果検証ができるものとなっているか | |
| 結果をどのように測定し、どのように判断されれば効果があった・不十分であった、といった効果検証の想定が整理されているか | P.27 |
| 転居等の整理がされているか | |
| 対象者が転出入した場合の手続を考慮しているか | p.20 |
| 他団体でも導入しやすい汎用的なスキームであり、普及展開が見込めるようなものとして考慮されているか | P.7,9 |

2. (1) 公募団体

◆ 公募団体の概要については以下の通りです。

| 項目 | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 公募団体名 | ● 加賀市 |
| 公募団体代表者氏名 | ● 加賀市長 宮元 陸 |
| 公募団体担当課 | ● 政策戦略部スマートシティ課 |
| 公募団体のシステムの現況 (連携を想定するシステム) | <ul style="list-style-type: none">● 校務支援システム<ul style="list-style-type: none">・校務支援システムは全小中学校に導入 (2022年1月導入、 本格運用は2022年4月以降予定)・製品：EDUCOM C4th (株)EDUCOM)・用途：学籍(名簿、住所)、出欠管理、指導要録、成績処理、家庭環境調査、個人カルテ(健診状況)などに利用(予定)● 学習支援システム<ul style="list-style-type: none">・用途：生徒保有機器を使ったドリル学習等の実施・製品：ラインズeライブラリアドバンス(ラインズ株) |

2. (2) 事業の実施計画 -実証事業に参加する理由-

- ◆ 日本を含む世界各国が「**人間中心・誰一人取り残さない**」社会の実現をめざしているが、一人一人が感じている真の課題・悩みなど「**心の声**」にどれだけ耳を傾けられているか？ その「**心の声**」を適切に、確実に拾いあげ、**地域全体で解決するために本事業を実施する。**

誰一人取り残されることなく、
こども一人ひとりが
夢や希望を持つことができる社会の実現

こどもを取り巻く
環境
(課題)

データ連携目的
学校と地域で
こどもの育ちと学びをサポートする“**共助**”の仕組み

加賀市の取組・強み

p.6

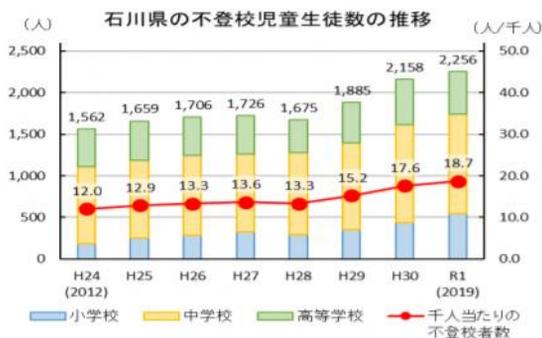
各種データの連携
(= 人に優しい
デジタル化の実現)

p.7

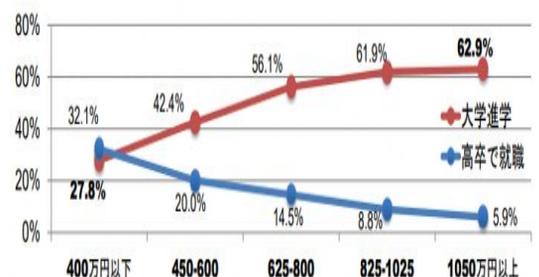
こどもを取り
巻く
環境
(課題)

- **不登校児童生徒数の割合は年々増加。**加えてコロナ禍における失業や離婚増加を背景に見えない貧困は増えており、それに伴いこどものいじめ・虐待・貧困といった社会問題も増加傾向
- 家庭の**経済格差がこどもの学力格差・教育格差**を生み、**貧困の世代間連鎖**も生じている
- 小中学校では、昨年度GIGAスクール構想で一人一台端末が配備されたが、**利活用は十分とはいえない。**教員のICT活用指導力などが要因にあげられるが、学校に求められる役割も年々増え「**教員の働きすぎ**」や「**成り手不足**」といった問題にも対応が必要。

■ 石川県の不登校生徒数推移



■ 世帯別の進学状況



出典:文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」(小林雅之研究代表)「2012年高卒者保護者調査」

2. (2) 事業の実施計画 -実証事業に参加する理由-

(1) 加賀市の取組・強み

- ① 加賀市では約72%の住民がマイナンバーカード取得済み
また、こどもや親世代の取得率は平均以上
➔マイナンバーカードによる公的個人認証と
個人データ取得による**利活用の土壌**が形成されている

加賀市のマイナンバーカード年代別取得状況
10歳未満：80.8% 10代：82.9% 20代：76.6%
30代：76.6% 40代：76.3% 50代：77.3%



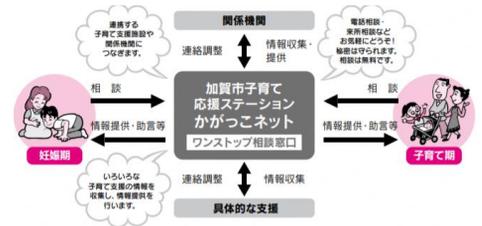
- ② 国内初の「コンピュータークラブハウス※」を設立
➔国内第一号として学校や家庭以外でテクノロジーに触れ
自由な創作機会と居場所を提供する**革新的な取組**

※1993年に米国・ボストンで初めて設立された、こどもたちに「いつでも」「安全に」
「テクノロジーに触れられる」コミュニティ。現在、世界20カ国100カ所に設置。

他にもこどもの居場所や育ちや学びの支援に関係する地域資源が存在



- ③ 「かがっこネット」設立
加賀子育て応援ステーション
➔妊娠期～子育て期（0歳から
18歳）までを**切れ目なく包括的に
サポート**する窓口を設立



現状

こどもや家庭に関する状況把握や支援に活かせるデータは
存在するものの、その多くは各組織の業務に応じた活用に留まる

解決策

多様な関係機関の保有データを**マイナンバーカード・マイナポータル**
を活用して

- ・ 既存システムに**出来るだけ手を加えることなく**
- ・ 他自治体への**水平展開も可能な実現モデル**で連携させ
- ・ **支援が必要なこどもや家庭**の予兆を見過ごすことなく
- ・ **学校と地域全体で共助の仕組み**により支援をする

めざす姿：支援が必要なこどもに対する**プッシュ型支援**及び**全てのこども**
の育ちと学びを学校と地域でサポートする“共助”の仕組み

<現状・課題>

顕在化したこどもの問題に対しては、学校／教員、行政、民間が連携し
取り組んでいる。一方、配慮すべき家庭環境や不登校や生きづらさ等の
心理状態の予兆の把握には、時間がかかるか偶発的に行われることがある。

<データ連携によりめざす姿>

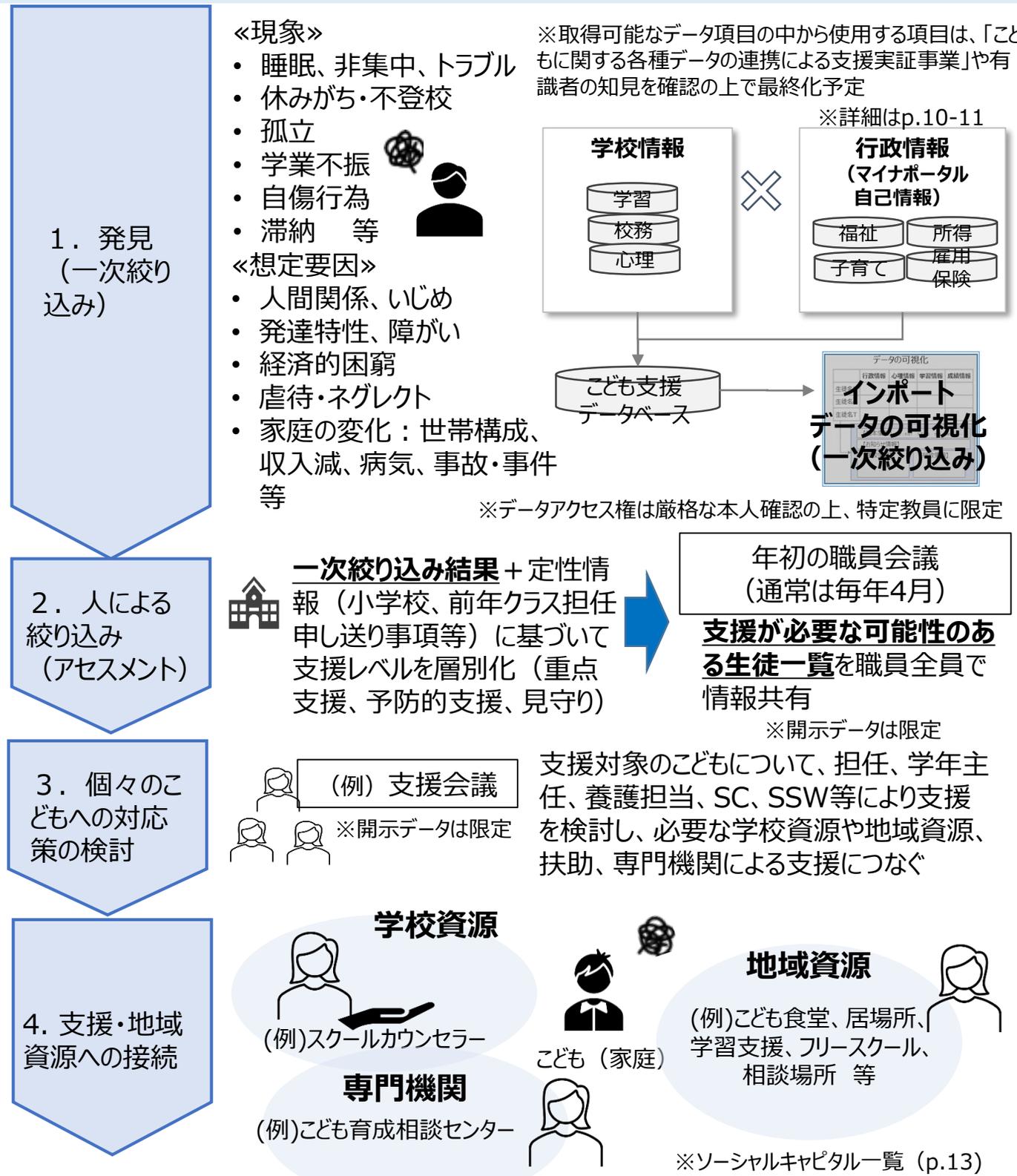
本人の同意に基づくデータ連携により、**本来支援が必要・必要になる可
能性のあるこどもに対して家庭環境や心理状態を確認し、また問題の有
無にかかわらずこどもに情報をお知らせすることにより、困ったときにこどもが
相談しやすい社会とのつながり（ソーシャル・キャピタル）を作る。**

(3) 目指す姿

(2) 各種データの連携

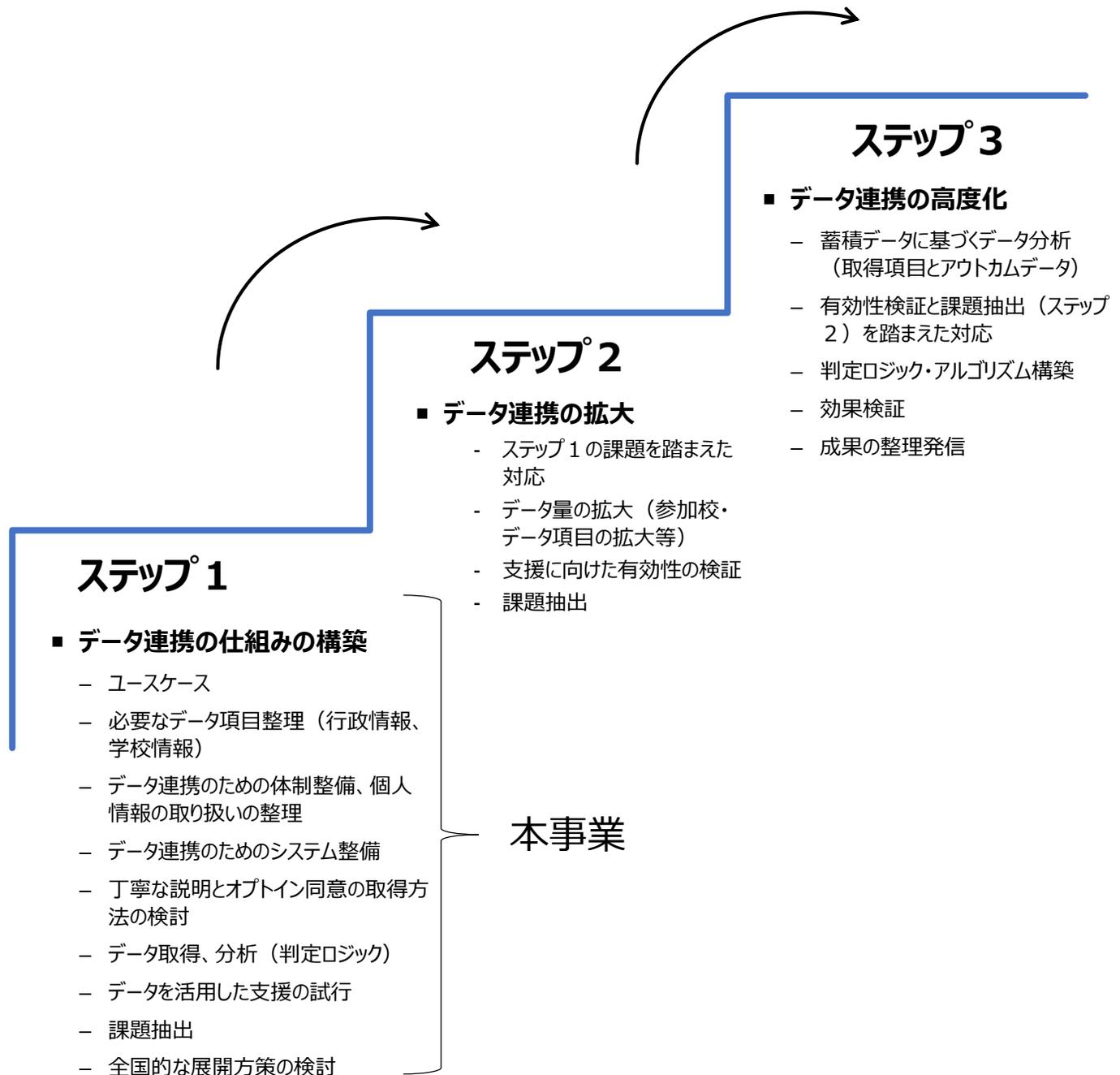
2. (2) 事業の実施計画 -想定するモデルプラン①全体像-

- ◆ **加賀市におけるデータ連携目的**：どのような家庭環境や心理状態にあっても学校と地域でこどもの育ちと学びをサポートする共助の仕組みの構築
- ◆ **実施内容**：本人同意による教育情報と行政情報を連携・分析により問題の予兆を把握。一次絞り込みデータと他の情報の精査により人によるアセスメントの場で支援対象を絞り込み、個々のこどもの支援策を検討、支援につなぐ。また、支援の要否に関わらずすべてのこどもに地域情報をお知らせする。
- ◆ **対象**：本事業では学齢期（中学生）～協力フィールド：市内中学校



2. (2) 事業の実施計画 -想定するモデルプラン②今後のステップ-

- ◆ 本事業では、同意を得て行政情報と教育情報を収集し、プッシュ型の支援に活用できる仕組みの構築を行います（ステップ1）。
- ◆ ステップ2では収集データ量を増やし、ステップ3で蓄積データに基づいて予兆の発見に資するデータ項目を分析し、判定ロジックを構築することで、より多くのこどもに対するプッシュ型の支援に役立つ仕組みとすることを想定します。

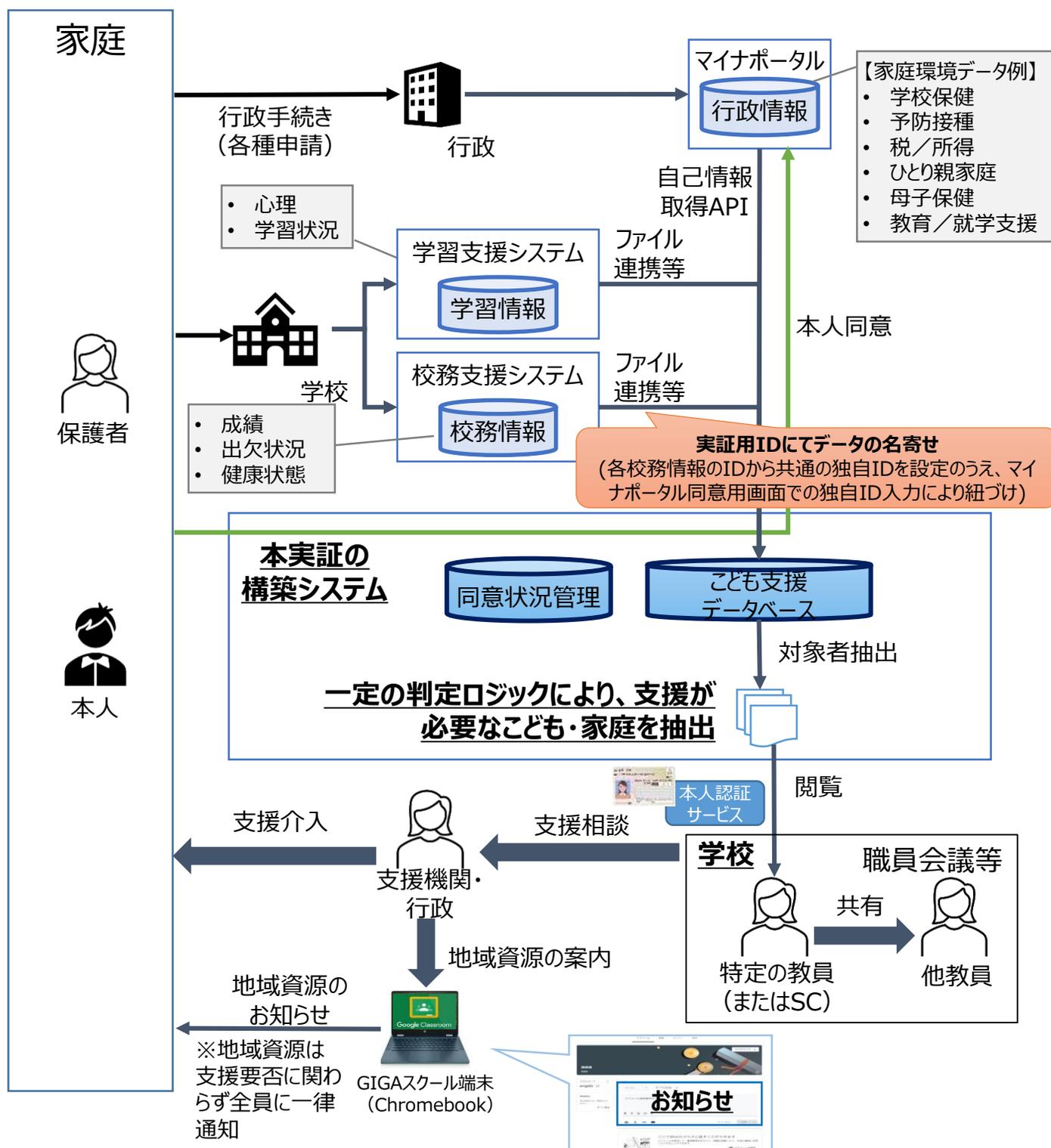


2. (2) 事業の実施計画 -想定するモデルプラン③アーキテクチャー-

◆アーキテクチャーのポイントは以下の通りです。

- ① **学校でのこどもの状態把握**…学習支援システム、校務支援システムの情報
- ② **家庭環境把握**…マイナポータルから得られる情報（**自己情報取得API**を活用）
- ③ ①②を統合し、配慮が必要な家庭環境・学習状態の生徒のリストアップ（※1）
- ④ こども・家庭への支援等の情報発信（お知らせ）、関係機関の介入支援

※1.介入支援等を行う上でのこども支援データベースで閲覧できる情報はマイナンバーカード等を活用した本人認証を導入し、個人情報保護に配慮



2. (2) 事業の実施計画 -連携するデータ項目

◆行政情報、及び学校でのこどもの状態（学習支援システム、校務支援システムの情報）に関する情報をベースに、実際のユースケース、判定ロジックを実現するためのデータ項目を検討します。なお、各情報はそれぞれのシステムとこども支援データベース間でのファイル連携、及び自己情報取得APIにて取得します。取得したデータはこども支援データベースに集約しデータ連携します。

iii 連携するデータ項目の検討プロセス

関連データの抽出、管理主体・法的要件の整理
(～5月)

ユースケース・判定ロジックの検討
(～6月)

対象データの絞り込み
(～6月)

主な実施事項

・関連情報の整理

- 関連する情報及びシステムを抽出

・関連するデータ項目の管理主体・法的要件を整理

- 関連するデータ項目について、連携対象となるシステム(校務・学習支援システム、マイナポ)の管理主体と情報項目を整理(本事業では個人のオプトイン同意が前提)

・関係者ヒアリングによるユースケースの決定

- 関係者ヒアリング等を通じ、本事業の実施内容（誰のために何をするか）を検討し、ユースケースを決定

・ユースケースを踏まえた出口ロジックの検討

- 既存の情報から支援が必要な可能性のあるこども・家庭を抽出するための判定ロジックを検討する(先行事例等を参考に設定)

・ユースケース、判定ロジックを踏まえたデータの絞り込み

- ステップ2で検討したユースケース及び判定ロジックに基づいて、本事業で実際に連携対象とするデータを絞り込み

・有識者によるデータ項目の精査

- 有識者意見により、本事業のユースケースを実現するために必要なデータ項目、及び判定ロジックを精査し、最終的な対象データと判定ロジックを決定

<連携するデータ項目の抽出元・及び連携方法>

行政情報

マイナポータル

各情報→XMLを想定

上記・右記システムの情報を起点に、実際に連携するデータ項目を絞り込み(デジタル化されたデータを活用予定)

校務情報

校務情報・学習情報システム

EDUCOM→XLSを想定

学習情報

WebQU→CSVを想定

ラインズ→CSVを想定

<関連システムのデータ項目一覧>

※取得可能なデータ項目一覧は次頁参照

2. (2) 事業の実施計画 -連携するデータ項目

◆現時点で取得可能なデータ項目は以下になります。判定ロジックの検討後に、取得する項目を確定します。

i 学校から取得可能なデータ項目

学校における校務支援システムで管理されている情報と、学習支援システム（ドリル、アンケート等）で管理されている情報を活用します。なお現時点で取得可能な項目は以下になり、ユースケースに基づいて判定ロジックを検討し実際の取得項目を確定します

| 項番 | 学校情報名 | 項番 | 学校情報名 |
|----|-------|----|----------------------|
| 1 | 学生名簿 | 5 | 保健室利用情報 |
| 2 | 出欠状況 | 6 | 健康診断情報 |
| 3 | 指導要録 | 7 | 心理情報 (WEBQU回答データ) |
| 4 | 通知表情報 | 8 | 学習状況情報 (ラインズデータ) |

項番1～6はEDUCOM C4thより取得
項番7はWEBQUより取得
項番8はラインズより取得

ii マイナポータルから得られるデータ項目

マイナポータルの自己情報取得APIを活用し、家庭環境（税/所得、ひとり親家庭、教育/就学支援）および子育て（母子保健、学校保健、予防接種）に関する情報を活用します。なお現時点で取得可能な項目は以下になり、ユースケースに基づいて判定ロジックを検討し実際の取得項目を確定します

| 項番 | 情報名 | 特定個人情報名 | 【情報区分】 |
|----|----------|---|----------------------|
| 1 | 予防接種情報 | 予防接種法による予防接種の実施に関する情報 | 本人（生徒） 世帯・保護者 |
| 2 | 税・所得関連情報 | 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 | |
| 3 | 児童手当関連情報 | 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 | |
| 4 | 児童手当関連情報 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 | |
| 5 | 児童手当関連情報 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 | |
| 6 | 児童手当関連情報 | 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報 | |
| 7 | 児童手当関連情報 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報 | |
| 8 | 母子保健関連情報 | 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 | |
| 9 | 母子保健関連情報 | 母子保健法による妊娠の届出に関する情報 | 母 |
| 10 | 母子保健関連情報 | 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報 | 母・本人（生徒） |
| 11 | 就学援助情報 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 | 世帯・保護者 |
| 12 | 生活保護情報 | 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 | |

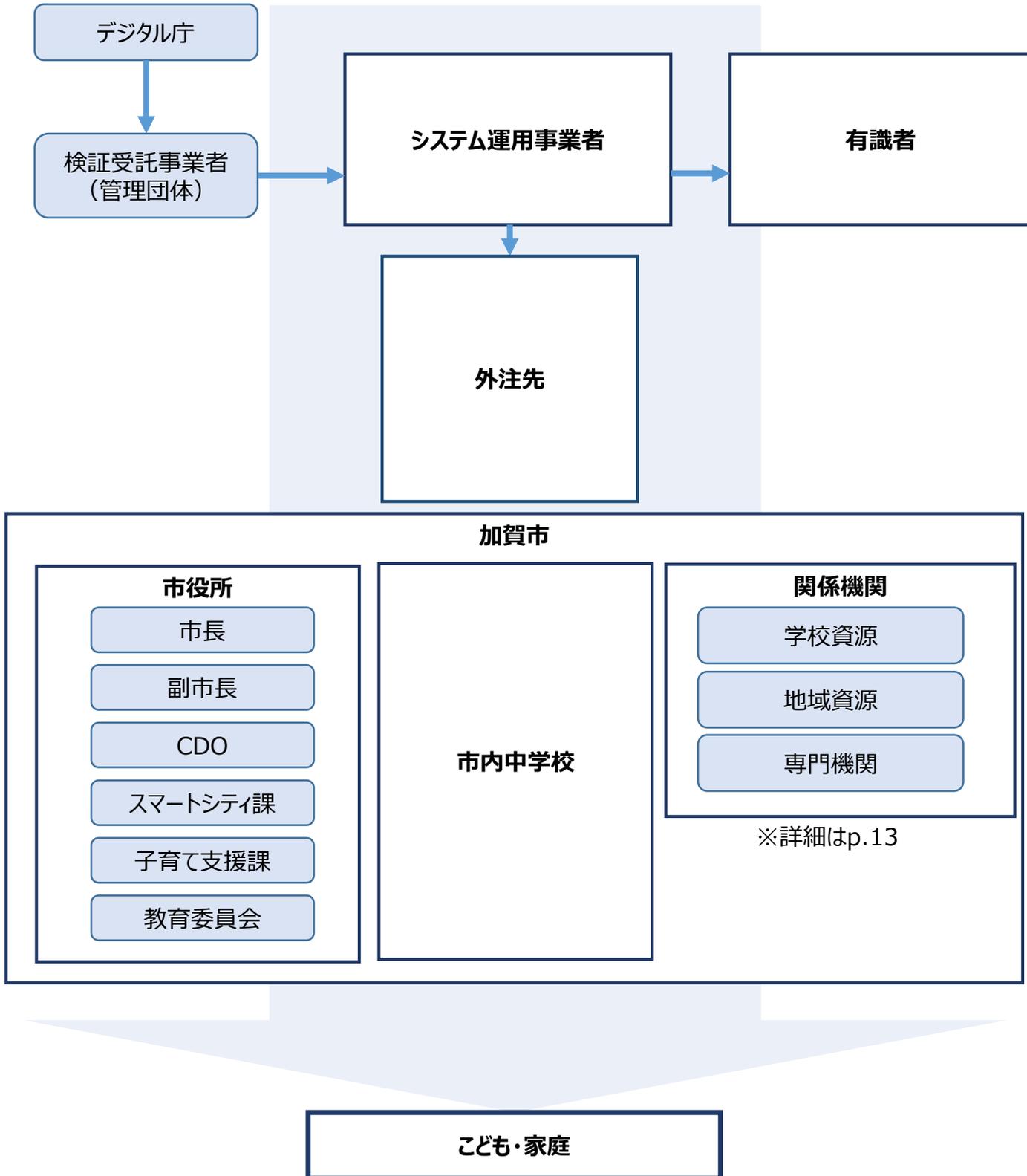
※世帯主や保護者に変更が生じている場合、変更前の情報は本実証内では取扱対象外として、望ましい取り扱いについては今後の検討課題として整理する

※保護者が祖父母等である場合の扱いについては、今後のシステム要件検討・設計・開発の中で整理する。

2. (2) 事業の実施計画 -関係者の体制、役割等-

◆加賀市を中心に、市内関係機関、有識者、システム運用事業者の協力を得て、実証事業を推進いたします。

i 体制図



2. (2) 事業の実施計画 -関係者の体制、役割等-

| 関係機関等名称 | | 役割 |
|---------|-----|--|
| | 加賀市 | <ul style="list-style-type: none"> ・本実証事業の推進責任者、デジタル庁との窓口対応 ・本実証事業への参加者、支援機関との各種調整 ・子どもや保護者へのプッシュ型支援施策の決定 |
| フィールド | 調整中 | 調整中 |
| 学校資源 | 調整中 | 調整中 |
| 専門機関 | 調整中 | 調整中 |
| 地域資源 | 調整中 | 調整中 |

2. (2) 事業の実施計画 -関係者の体制、役割等-

| | 関係機関等名称 | 役割 |
|-------------------|---------|-----|
| 有識者 | 調整中 | 調整中 |
| システム 運用 事業者 | | |
| システム 運用外 注先 | | |

2. (2) 事業の実施計画 -連携するデータの取得方法、管理主体-

i 管理主体

収集したデータは、学校収集データおよびパーソナルデータストアとしてデータベースに格納します。
データベースの管理主体は本市教育委員会による管理とします。

加賀市教育委員会（学校指導課）
による所有・管理
（システムアーキテクチャ：スマートシティ課）

こども支援データベース

ii データ連携の体制

- 取得主体

市内中学校（学校情報）、本人（行政情報）

- 取得方法

本人同意に基づく取得。行政情報については、マイナポータルとのAPI接続による取得、
学校情報については、校務支援システム、学習支援システムにより出力される情報を取得

- 共有の相手方

教員、行政職員、スクールカウンセラー等

※情報の開示範囲（誰が、どの情報を閲覧できるか）検討中

- 共有方法

本人認証サービスを活用し、マイナンバーカードによる本人認証を実施したうえで、こども
支援データベースへのアクセスを実施

※詳細はp.16-18

2. (2) 事業の実施計画 -連携するデータの流通と制御-

- ◆本事業で連携するデータの流通先は、**本人、保護者、教員、行政機関**を想定しております。
- ◆流通の制御は、情報取得に関する本人（保護者）の同意を管理し、同意状態に応じてそれぞれの流通先に役割を設定し、役割に応じた閲覧権限を付与することで実現します。

i データの流通と制御

データ流通・制御に関するポリシー

これまで散財していた情報を、個人情報の保護に配慮しながら集約し、必要に応じて部局横断・学校横断で活用し、真に支援が必要な子どもや家庭へのプッシュ型の支援ができることを目的とします。

- 基本的な考え方として、**本人（保護者）** の情報開示に対する同意が大前提です。
- **流通先（特定の教員を想定）、情報種別、ユーザ種別等を整理し、整理したポリシーに応じて、アクセス権限等の定義を行うことで流通・制御します。**
 - 流通先区分（特定教員）
 - ユーザ種別（クラス担任、学年主任等）
 - 情報種別（例：行政が保有する情報、学校が保有する情報）※下図
- **アクセスコントロール（案）※検討中**
 - 校長・教頭などの管理者については、データベースへの管理者権限やアクセス権限を付与。各学年の学年主任には、自己の属する学年の情報へのアクセス権を付与。他学年の関係児童（兄弟等）の情報取得の際には、管理者（もしくはその学年の学年主任等）による承認を経て、閲覧可能にするなど、一定の制限を設定する。
- 介入支援を行う関係機関（要対協等）への支援相談や学校現場での共有が必要な場合、**特定教員の判断により閲覧情報を開示。**
- なお、データを開覧する際は、本人認証サービスによる認証を行うことで、**厳格な本人確認**を実施します。

※

ログイン認証



マイナンバーカードと連携



本ポリシーを実証を通じ検証し、課題や解決策を明らかにしていきます

①行政情報

予防接種、
税/所得

②学校情報

WEBQU

③校務情報

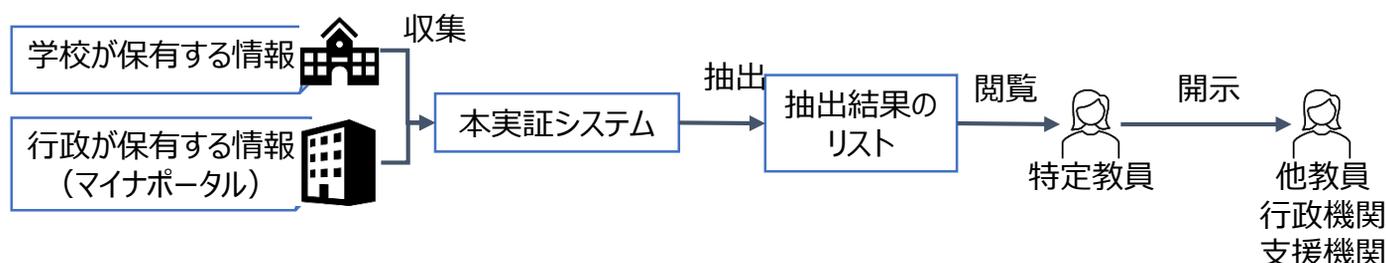
出欠、成績

- 情報の機密性に応じて、閲覧範囲を限定する。
 - ①マイナポータルから取得する情報
従来、学校では把握していなかった情報等
 - ②心理アンケート
一定程度（担当学年や学級のみ等）、
情報共有を行っている情報等
 - ③校務情報
従来、情報を共有を行っている情報
- 必要に応じて、管理者から、閲覧権限を付与する。

2. (2) 事業の実施計画 -連携するデータの流通と制御-

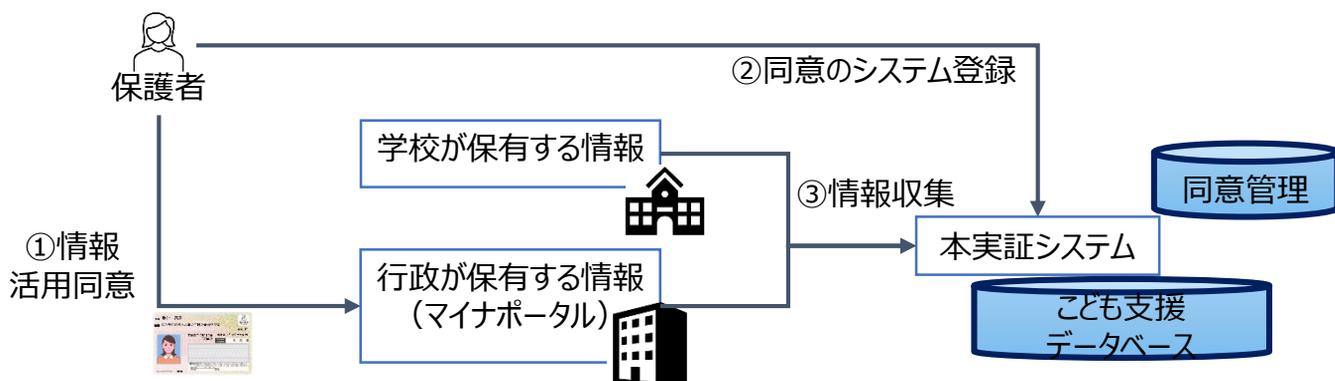
情報の流れ

学校における校務支援システムで管理されている情報と、学習支援システム（ドリル、アンケート等）で管理されている情報並びに本人同意により取得する行政が保有する情報（マイナポータル）を活用します。



ii データの制御（同意管理）

データ取得にあたっては、保護者からの同意を得て、同意状況を管理し、同意に応じてデータ取得を行います。



マイナポータルへはマイナンバーカードを活用し同意および情報取得

iii 名寄せ方法（想定案 ※詳細手順や分担は今後調整予定）

① 学校が保有する情報の名寄せ

- ・生徒管理コード、氏名生年月日の一覧に各システムのIDを紐づけ
- ・ひな形エクセルファイルにて紐づけを整理（突合キーがない場合は氏名等で突合）し、目検で最終チェック。

② 独自IDの採番

- ・①で整理したエクセルファイルをインポートし、子ども支援データベースにて新規にID（今回の実証用の独自ID・チェックデジット含む）を採番

③ 自己情報取得API連携時に独自IDと紐づけ

- ・保護者・子ども等が画面操作を実施する際に独自ID（あらかじめ本人に通知）を、自己情報取得APIの画面遷移フローの初期画面にて独自IDを入力し、自己情報取得APIの処理を実行。
- ・取得したデータを独自IDに紐づけて子ども支援データベースインポート

※外字については、本実証においてはSJISの範囲内での対応とし、SJIS範囲外の外字については人手対応とすることを想定。

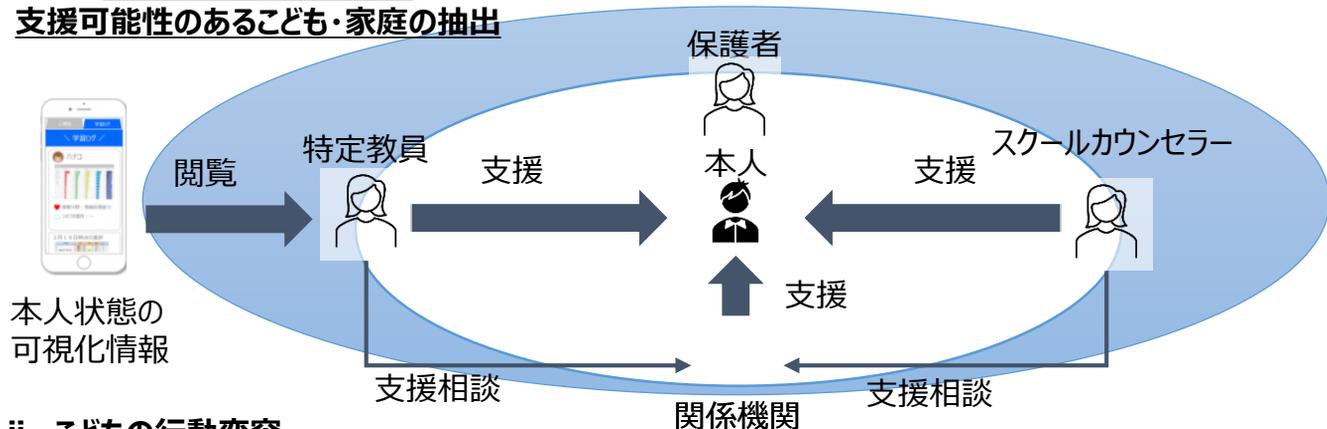
2. (2) 事業の実施計画 -連携するデータの支援事業への活用方法-

- ◆判定ロジックに該当するこども・家庭を抽出し、教員・SC・SSW等の学校関係者による人的な絞り込みを経て、関係機関（要保護児童対策地域協議会等）への情報開示（共有）、状況に応じて介入を促します。
- ◆こども・家庭による自発的な支援事業の活用を目的として、上記抽出対象に関係なく、GIGAスクール端末を活用して、地域資源情報のお知らせを行います。

i 周囲の気づき

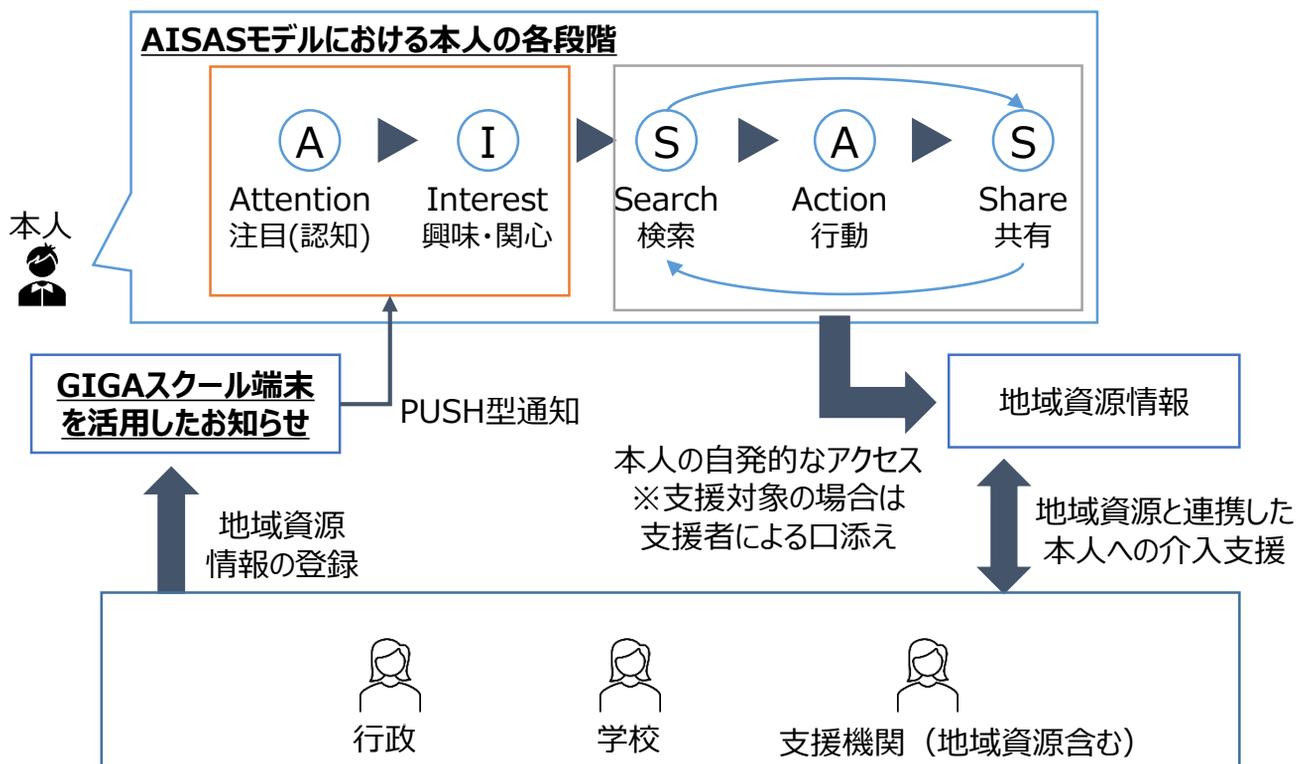
こどもの状態について認識を合わせた上で支援の取り組みが可能となるよう状態（心理・学習状況・家庭環境等）を可視化し、保護者・教員・行政への情報提供を行うとともに、判定ロジックにより支援が必要な可能性のあるこども・家庭を抽出し、支援事業の活用が難しかったこどもへの活用を促します。また必要と判断される場合には行政や教員から関係機関（要保護児童対策地域協議会等）へのデータ共有を実施します。

こどもの状態の可視化、 支援可能性のあるこども・家庭の抽出



ii こどもの行動変容

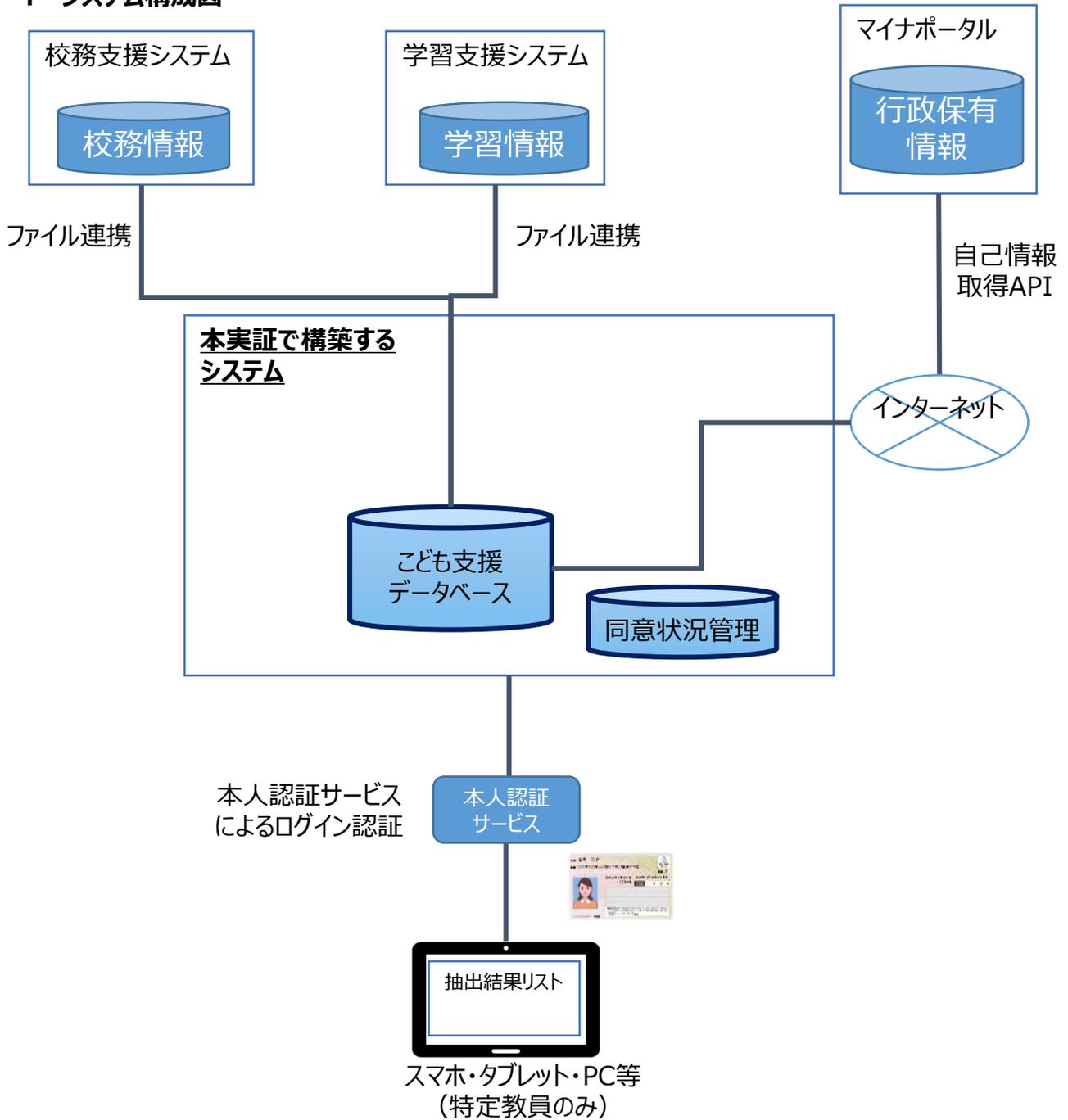
こどもの状態（心理・学習状況・家庭環境等）に応じて、支援事業に関するお知らせを工夫（ナッジ）し、AISASモデルにおける認知・興味・関心への働きかけを通じ、自ら支援事業を利用してもらうよう行動変容を促します。



2. (2) 事業の実施計画 -使用するシステムの構成図-

◆本事業で使用するシステムの構成図を以下に示します。

i システム構成図



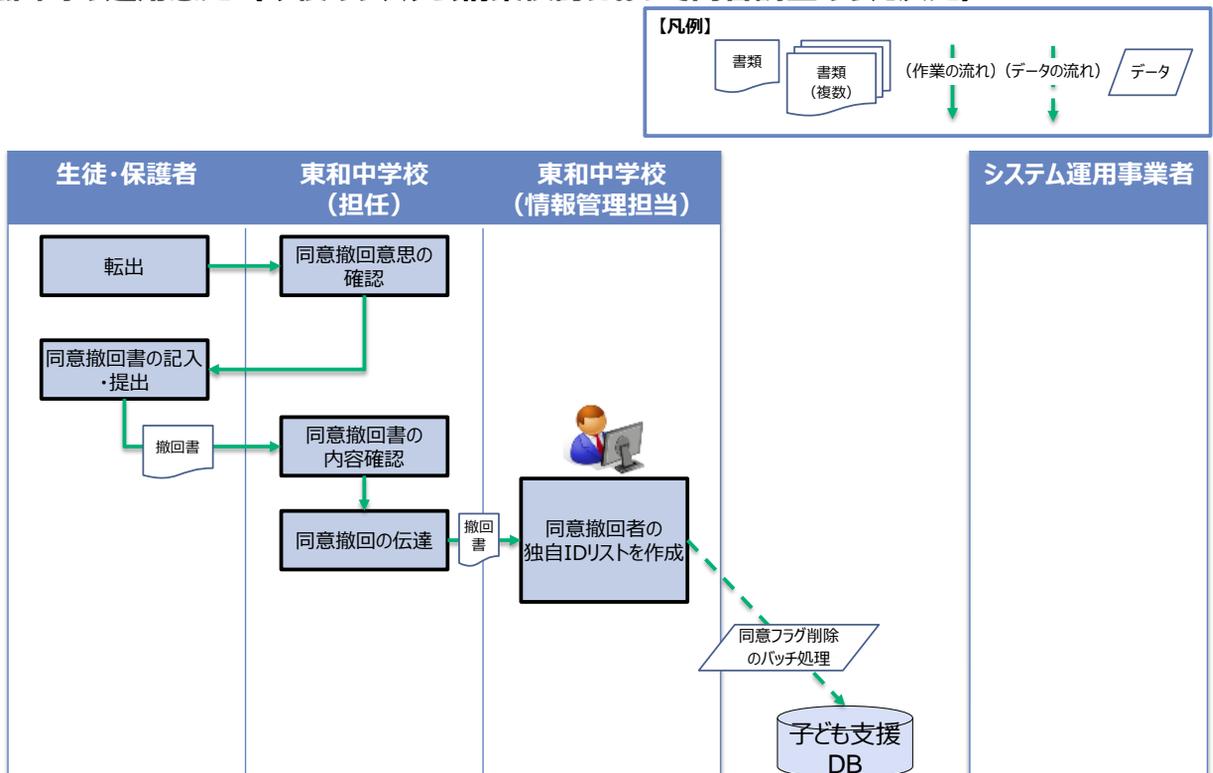
2. (2) 事業の実施計画 -転入・転出時の運用-

◆実証フィールドとなる市内中学校への転入・転出が発生した場合、以下の運用を想定しています。

i システム構成図

| 区分 | 方針 |
|-----|--|
| 転入時 | <p>【学校情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入後に入力された情報のみをインポート（同意取得時点） ※転入前の学校情報（＝転校元の学校情報で、市内中学校の各システムに入力していない情報）は、転入前の学校との調整が必要になるため本事業においては対象外（今後の課題として事業報告時に整理する） ・インポート作業実施後の転入者は本実証の対象外とする。 <p>【行政情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル情報を同意に基づいてインポート ※転入前の情報を含め、同意取得時点でマイナポータルで管理されている情報がインポート対象 |
| 転出時 | <ul style="list-style-type: none"> ・転出時（転校手続き時）に、以下の確認を保護者に確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒①そのまま過去情報として学校側で管理する ⇒②同意を撤回し本実証のデータ対象外とする（同意撤回書に基づいて同意の撤回、及び個人データの削除を実施（学校で同意撤回処理をする運用を想定）） ・個人データの削除は本実証では機能としては提供せず、子ども支援データベース上の同意フラグを無効化することで対応。 （物理削除ではなく論理削除として、参照できないように子ども支援データベースおよび閲覧ツールにて制御） ・実際の本番運用（複数年サイクルの運用）については検討課題事項として整理 <ul style="list-style-type: none"> ※転出時に同意撤回がない場合においても、次年度以降で同意更新がない場合は、データ参照不可とする（当該年度に同意がない場合は、情報閲覧不可） |

ii 転出時の運用想定（今後のシステム構築検討において内容調整のうえ決定）



調整中

2. (2) 事業の実施計画 -データ利活用に係る倫理的な課題の 検討体制の検討状況-

- ◆ 個人情報の取扱いや倫理面の対応の在り方について、加賀市個人情報保護条例に照らして弁護士の助言を得て検討を行い、対応方針を決めました。

i 対応方針

- 今回の実証においては、「本人の同意」に基づいて行われるものであり、加賀市個人情報保護条例第7条及び第8条の、**取得の制限や利用及び提供の制限には該当しないものである。**

(取得の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 本人の同意があるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- また、第9条電子計算機等の結合による提供の制限については、実施機関（行政、教育委員会等）以外への情報機器の結合を、原則禁止しているため、**支援機関（かもママやコンピュータクラブハウス等）との電子計算機等の結合による情報共有は行わないものとする。**なお、システム運用事業者の個人情報利用について、個人情報保護審査会の意見を聴取する予定。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

- **同意については、生徒とその保護者の同意を得ることとする。**また、事業内容に関して、同意書への署名のほか、**本人の理解度を深めていただくため（本人が理解をして同意をしていることの再確認）**に、同意書へのチェック項目を設けることとする。併せて、事業の説明会を実施する。

※同意書記載事項はp.23

※検討している本人や保護者への説明方法はp.26)。

- **保護者と子ども間で同意の相違がある場合、親権の行使（民法820条）を優先することとし、保護者の同意がある場合は、本事業の個人情報の取扱いに同意したものとみなす。**

- **同意を得ることができない対象者は今回の実証の対象外とし、同意しない理由やどうすれば同意を得ることができるか、ヒアリングや検証を実施する。**

- 他方、条例上、本人同意がある場合、情報の取得や利用、提供は可能であるものの、個人情報を取り扱う事業であることや対象者の懸念が生じる可能性があるため、**プライバシー影響評価（PIA）を実施することとする。**

※PIAについて、p.24-25)

ii 個人情報の取扱いに関する同意書に記載を想定している事項

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政情報(加賀市情報公開条例(平成17年加賀市条例第16号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)を用いるもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項
- (6) 個人情報の取得先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2. (2) 事業の実施計画 -データ利活用に係る倫理的な課題の検討体制の検討状況-

◆加賀市では、2019年に「加賀市官民データ活用推進計画」を策定しました。本事業では後述の通り、プライバシー影響評価（PIA）を実施します。

i 加賀市官民データ活用推進計画

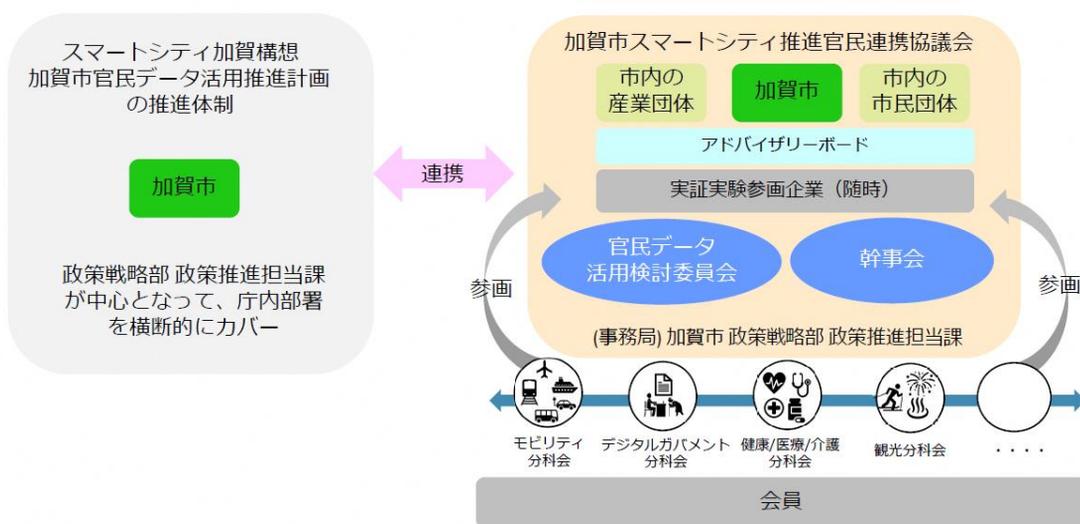
先端技術の活用、様々なデータ収集、解析、新たなサービスを開発・提供により、地域が抱える課題解決、分野横断的な都市活動全体の最適化が図られ、市民の生活の質の維持・向上実現に向けた、多様な利害関係者が関与するための指針やルール整備を目的に、「スマートシティ加賀構想」とともに策定しました。

加賀市官民データ活用推進計画の目的

- 広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる計画です。
- 「自由で開かれたデータ流通」と「データの安全・安心・品質の確保」を実現するためのコンセプトである「DFFT : Data Free Flow with Trust (信頼ある自由なデータ流通)」も織り込んだ計画と致します。



スマートシティ加賀 運営体制



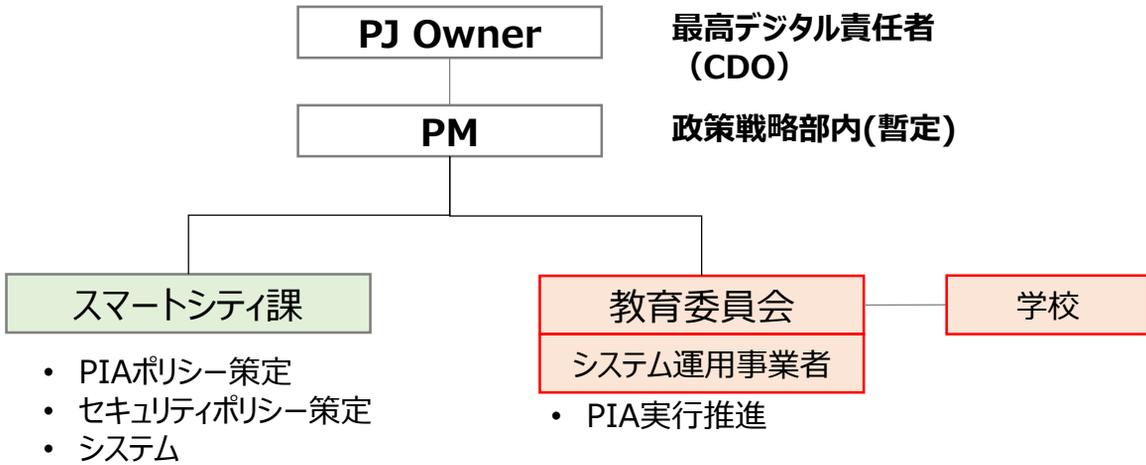
出典：「概要版 スマートシティ加賀構想・加賀市官民データ活用推進計画2019」から一部抜粋
 ※全文は以下より閲覧可

https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/seisaku_senryaku/seisaku_suishin/14/8/1177.html

2. (2) 事業の実施計画 -データ利活用に係る倫理的な課題の検討体制の検討状況-

ii プライバシー影響評価 (PIA)

事業推進の過程において、個人情報やプライバシー保護に係るリスクを有するおそれがある可能性があることから、あらかじめプライバシーリスクを分析し、適切な手段を講ずるとともに、市民の理解を得ることを目的に、プライバシー影響評価を実施します。



iii プライバシー影響評価 (PIA) 実施方法

- 実施時期：7月-9月（システム構成、取得する情報等の条件が決まり次第実施）
- 実施体制
 - スマートシティ課：PIAポリシーを策定、評価項目を設定
 - 教育委員会：スマートシティ課が設定した評価項目を検証
- 評価項目：PIAの閾値評価（必要有無）の項目やPIA評価項目（目的、収集、利用、開示など）をスマートシティ課が検討、教育委員会にて項目検証予定です。

サンプル：閾値評価

| 参照規定 | PIAの必要判定項目 | 依頼主が記載 |
|-----------------|--|---|
| JIPDECテストP.8 | 1. PII(Personally Identifiable Information：個人識別可能情報)を新たに取得・保有・利用・提供し、従来のPIIの範囲を拡大するか 2. PIIの取得方法を変更するか 3. PIIを取得・保有・利用・提供・廃棄する既存の業務手順に大きな変更があるか 4. PIIを取得・保有・利用・提供・廃棄する既存の業務手順が変更されることにより、想定外のPIIが利用または廃棄されたり、PIIを繰り返し取得する必要性が発生するか 5. 第三者からPIIを提供され、または当該データベースを第三者と連携して利用することがあるか 6. 取得されたPIIが、目的外で利用されることがあるか 7. システムを利用する過程で生成した情報が、既存の取得されたPIIと結合して、プライバシーに影響する情報を生成するか 8. システムの新規構築または変更において、PIIが格納されるデータベースのアクセス制御、及び管理のためのセキュリティ対応に大きな変更が発生するか 9. 従来のPII管理システムに、特定技術等を適用することにより、PIIが本人識別の形で変換されるなどプライバシー侵害が予期されるか 10. 構築予定のシステムが、位置情報・生体情報など個人識別符号等を取得し、サービスを提供する場合、プライバシー侵害が予期されるか | ES、学校での子どもの出欠確認目的(1)およびいじめなどの予兆分析を行うために顔色分析する目的(2)で、カメラを新規導入し、顔の画像を新たに取得・保有・利用等を行う。従来は取得していないPIIを新しい手法(カメラ画像)で取得する新しい業務手順の構築が必要 |
| 特定個人情報保護評価 | ①対象人数（本人数）は何人か ②特定個人情報を取り扱う職員・外部委託先の人数は500人以上か ③過去一年以内に、特定個人情報の漏洩等に関する重大事故が発生させたか | 初期フェーズにおいては想定していない 新しいデータベースを作るため、新しくアクセス制御および管理を行う 初期フェーズにおいては想定していない 初期フェーズにおいては想定していない 初期フェーズでは1クラス（20～30人程度） |
| GDPR（一般データ保護規則） | 第35条においてDPIA(Data Protection Impact Assessment)として規定 | (a) プロファイリングを含む自動的された処理に基づいて自然人に関する個人的側面を体系的かつ広範囲に評価され、当該評価に基づいて決定がなされ、その決定が自然人に関して法的効果を生じさせ、または類似の重大な影響を与える場合 (b) 第9条第1項で定める特別なカテゴリのデータ、または第10条13で定める有罪判決及び犯罪に関する個人データを大規模に取り扱う場合 (c) 一般の個人データがアクセス不能な状態において大規模に体系的監視を行う場合 |

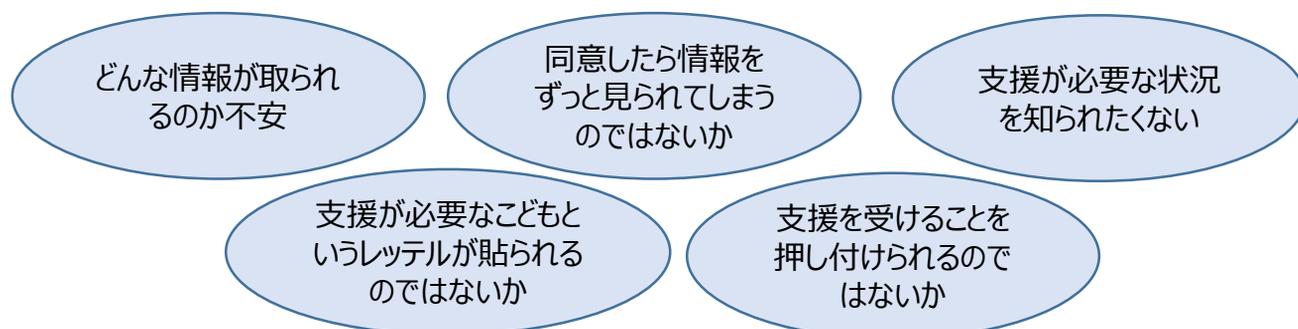
ポリシー策定：スマートシティ課

記入/実施：教育委員会

2. (2) 事業の実実施計画 -データ利活用に係る倫理的な課題の検討体制の検討状況-

- ◆ 本実証事業で構築するデータ連携の仕組みの特徴は、**本人・保護者のオプトイン同意に基づいて自己情報（行政情報）を取得し、教育データと連携すること**です。
- ◆ 職権によるデータ連携と異なり、**本人や保護者が自己情報を共有することにメリットを感じる**ことが必要になること、また**支援の必要性が必ずしも顕在化していない生徒を含めて説明と同意が必要**になるため、理解度を深めていただくための丁寧な説明や同意取得のプロセスが必須であると考えています。デジタル庁にもご協力いただきたいと考えております。

i データ連携に対して想定される本人や保護者の主な懸念事項と対応方針



- ◆ 自己情報の連携について説明する前に、ステップを踏んで丁寧に説明する
- ◆ 生徒の辛さや困り事の予兆を見落とすことなく、大人が手を差し伸べる学校や地域づくりについて、生徒や保護者と共に考える機会とする
- ◆ 関係者への説明・理解を得て、ともに保護者や生徒に説明する

ii 説明・同意取得方法（検討中）

市内中学校の協力を得て、生徒や保護者に対して授業やイベントを通じて、事業の説明だけでなく、加賀市のスマートシティ構想を含めた事業の背景や関連する事項の説明や体験等を実施すること等を検討しています。※下記は例示。実施内容や時期、開催方法は教育委員会や市内中学校と相談の上で決定する

| テーマ例 | 狙い |
|----------------------------------|---|
| 子どもの権利って何？ | 「なんでやねんすごろく」を使って、身近な問題から生徒自身が子どもに生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利があることを伝える |
| 子どもを取り巻く環境と望ましい社会 | 子どもが学びにくさや生きづらさを感じることは誰にも起こりうることを理解し、望ましい学校や地域について考える |
| 社会保障や加賀の魅力を知ろう | 困難な状況に対して各種の社会保障制度があることを学ぶ。加賀市の専門機関、地域資源を紹介・体験する |
| マイナンバーカードを使ってみる | かが応援商品券をきっかけに多くの市民が取得したマイナンバーカードとマイナポータルで何かできるのかを学び、スマートシティでできるようになんていいことを考える。自分に関わる情報は行政が安全に保管しており、マイナポータル経由で確認できることを体験する |
| 子どもの学びと育ちをサポートするための仕組み（説明会・同意取得） | 加賀市が目指す本事業のゴールと親が気づきにくい学校での子どもの辛さに早めに気づき、必要なサポートを受けられる仕組みであることを説明し、理解を得る。それにより得られるサポート内容、提供される情報、そのために取得する限定的なデータ項目、制限されたアクセス範囲、データの使われ方を説明し、同意を得る。 |

2. (2) 事業の実施計画 - 検証項目の検証方法

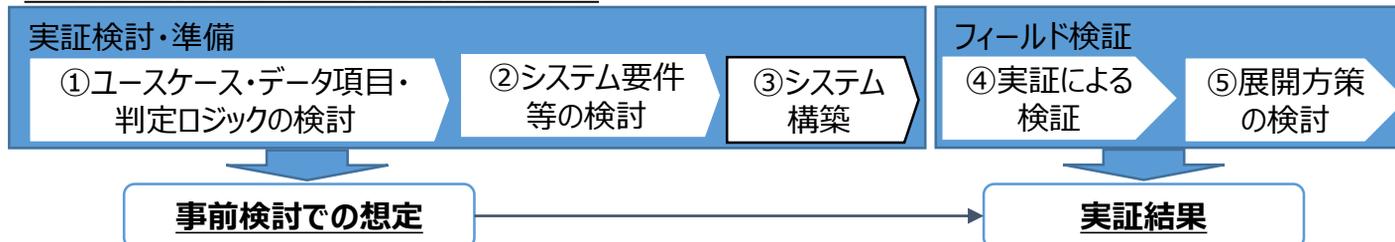
◆ 検証項目の検証方法は、ベースとなる検証プロセスを定め、本事業の総合的な検証が実施できるような検証方法を計画します。

i 本事業におけるベースとなる検証プロセス

基本的な検証プロセスとしてユースケース・データ項目・判定ロジック・システム要件等を事前に検討したうえで、システムを構築し、**実証による検証**を実施します。

事前検討で想定した事項（ユースケースや目的・効果）等に対して、実証結果を踏まえて実証における効果や今後の市内でのステップアップ、及び他自体での横展開に向けた課題検証を行います。

本事業における基本的な検証プロセス



ii 検証事項と検証方法

実証結果を踏まえて効果や今後の課題について整理

| # | 検証事項（検証プロセス） | 検証方法 |
|---|--|---|
| ① | 必要なデータの洗い出し、紙ベースの情報のデジタル化 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 想定ユースケース（実際にその情報を必要とするユーザによる情報参照や情報共有のシーン）を策定 ➢ 各システムが保有している情報項目を洗い出し一覧化 ➢ 想定ユースケースを踏まえて、一覧化した中で本事業で活用（連携）する情報項目を選定し、管理主体・法的要件を整理（判定ロジックに使用するデータをデータ項目を整理することを想定） ※本事業では基本的に電子化された情報を活用することを想定 |
| ② | データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱いの整理 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ ユースケースを実現するため、学校系システム及びマイナポータル連携したデータを格納することも支援データベースを整備し、システム間のファイル連携によるデータが連携される仕組みを構築 ➢ その際、アクセスコントロール・個人情報取り扱いについては、ユースケースの実現に必要な職種のみ限定することを基本として、関係者と協議のうえ決定 |
| ③ | データ連携のためのシステムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事前検討においてシステム要件を検討したうえで、必要な画面、必要なデータ項目、アクセス権限等についてシステム上で実装する |
| ④ | 当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ データの取得、取得したデータから支援が必要な可能性のあることでの抽出、プッシュ型支援を実施したうえで、関係者（教育委員会・市内中学校）へのヒアリングまたはアンケート等を通じて技術面・運用上の課題、今後の拡大可能性・課題（参加校やデータ項目拡大等によるデータの拡大、中高連携や未就学児・小学校への拡大）等について検証を実施 <検証ポイント> <ul style="list-style-type: none"> ・データの取得・連携・判定ロジックにより、従来よりも抽出できたか ・必要な支援に結びつけることができたか ・独自IDを用いた行政情報・校務情報の名寄せ実施における課題、要改善事項等 |
| ⑤ | 上記の成果・課題を踏まえた、全国的な展開方策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上記の検証結果を踏まえ、全国的な展開方策について関係者・システム運用事業者等を交えて検討。本人同意取得を前提とするデータ連携の課題についても検討 |

2. (4) 参考資料

| 項目 | 参考資料名 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画、戦略、方針、組織体制等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第2期加賀市教育振興基本計画 【該当箇所：P12～P14、P33～P36】 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/20/shinkoukeikaku.pdf ● スマートシティ加賀推進計画 【該当箇所：P13、P17、P19、P25～P26】 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/101/SmartCityKaga_suisinkeikaku.pdf ● スマートシティ加賀推進計画（概要版） https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/101/SmartCityKaga_suisinkeikaku_gaiyouban.pdf ● 第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/37/r0201siryoku1.pdf ● 組織機構図 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/14/kikou20210401.pdf ● デジタル庁実証事業組織図（加賀市） |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護条例その他のデータ連携に関する関係規定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 加賀市個人情報保護条例 https://www1.g-reiki.net/kaga/reiki_honbun/r287RG0000055.html ● 加賀市情報セキュリティに関する規程 ● 加賀市情報セキュリティ対策基準及び実施手順 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや家庭に関するデータ項目 | <ul style="list-style-type: none"> ● 通知表データ（例） ※次頁にて補足 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども等への支援事業、地域の取組等の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ● 子育てハンドブック 【該当箇所：P22～P40】 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/kosodate_kyoiku/hoikusho/3369.html |

2. (4) 参考資料

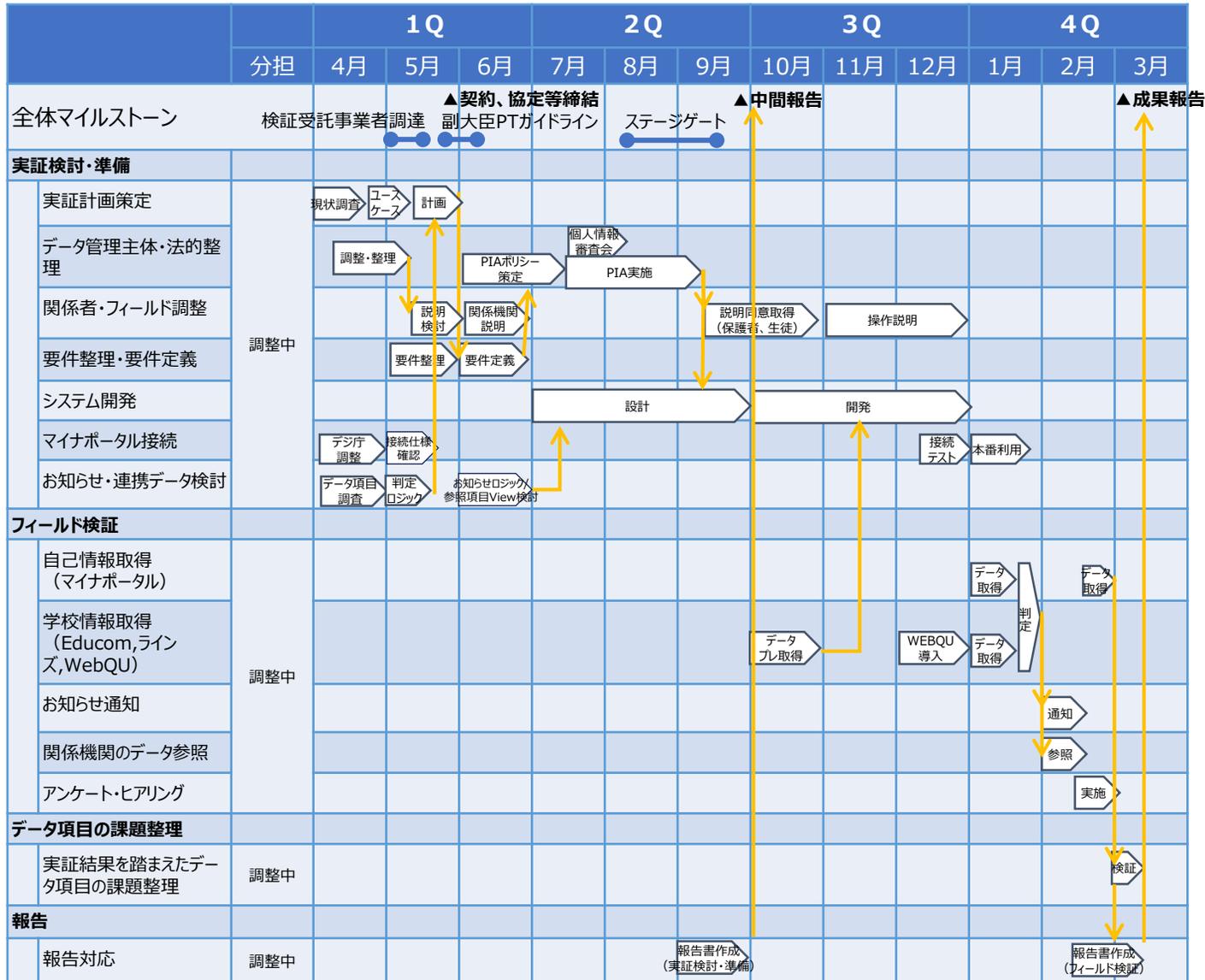
補足

- 本項目では子どもや家庭の情報について知り得ている情報、その主な情報と解釈。
- 家庭から提出される「個人状況調査」の情報とともに学籍簿の管理ファイルを参考として提出。
- 該当ファイルで把握している主な情報項目は以下の通り。

| | | | | |
|------------|----------|----------|----------|-----------|
| 生徒本人に関する情報 | 名前 | ひらがな | 性別 | 生年月日 |
| | 郵便番号 | 住所 | 電話 | 地区 |
| | 小学校 | 部活 | 自転車ステッカー | 鍵番号 |
| 保護者に関する情報 | 保護者 1 名前 | ひらがな | 続柄 | 保護者 1 連絡先 |
| | 勤務先 | 勤務先番号 | 保護者住所 | |
| | 保護者 2 名前 | ひらがな | 続柄 | 保護者 1 連絡先 |
| | 勤務先 | 勤務先番号 | | |
| その他 | その他連絡先名 | その他連絡先番号 | | |
| 兄弟姉妹 | 兄弟姉妹① | 続柄 | 兄弟姉妹② | 続柄 |

3. スケジュール

- ◆5月末までに、実証計画の策定やデータ管理主体・法的整理、要件整理を行い、ステージゲート（9月末）までにデータ取得に向けた準備を行う予定です。
- ◆主に夏休み期間に関係者（実証に参加することも、保護者等含む）へ説明を行い、年末にかけて利用環境を整備。年明けに実証を予定しています。



*PIA: プライバシー影響評価